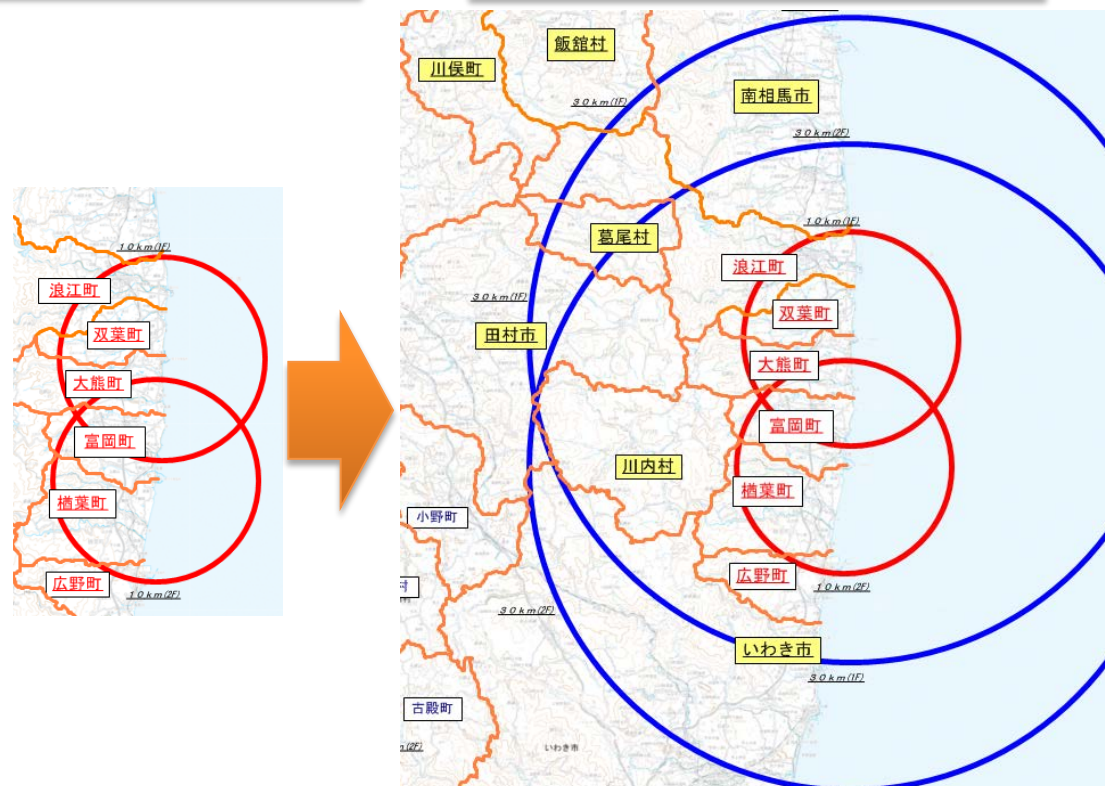


## 地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しの概要(案)

平成24年9月 原子力安全対策課

## I 災害対応体制について

## 1 重点地域を暫定的に拡大(資料2-2 I 6)

従来の重点地域  
EPZ(概ね10km) 6町暫定的に設定する重点地域  
13市町村(黄枠の市町村が追加)

## (暫定)重点地域を有する市町村

大熊町、双葉町、富岡町、浪江町

楢葉町、富岡町、広野町、大熊町

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、  
楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、  
浪江町、葛尾村、飯館村

## 【拡大の背景】

- 13市町村において、住民の避難・屋内退避の面的な防護措置が講じられた
- 国から事故炉における事故想定・防護区域が示されるまでの当面の間の設定
- 原子力安全委員会が示した新たな区域の考え方(UPZ:概ね30km)を包含

## 2 市町村防災計画での原子力災害への備え(資料2-2 I 6)

- ① 防災計画(原子力災害対策編)を策定すべき市町村を13市町村に拡大
- ② ①以外の市町村においても、住民等への情報伝達、避難者等の受入などを防災計画に規定
- ③ 事業者防災業務計画の修正時、県が意見を聴く市町村を拡大し、事業者が直接協議する立地4町と合わせ13市町村とする

## 3 複合災害への備え(資料2-2 I 4)

- ① 複合災害時の対応強化として、県本部事務局に「原子力班」を設置。プラント状況把握、モニタリング機能を一元化。なお、震災、津波等自然災害においても同班を設置するものとし、震災対策編等でも規定。(震災対策編等と共通)
- ② 県現地本部について、本部が機能を代行する規定を追加

## II 情報連絡体制について

## 1 通報連絡先の拡大(資料2-2 II 8)

- ① 事業者から原災法に基づき通報する市町村を6町から13市町村及び地域内の関係機関に拡大
- ② 事業者からの通報を受け県から通報する機関を①を含む全ての市町村及び各地方振興局に拡大

## 2 通報連絡等の強化(資料2-2 I 5, II 8, 10)

- ① 回線の多重化、衛星携帯電話の整備を推進
- ② 回線途絶等の場合、事業者は衛星携帯電話等を携帯した連絡員を派遣

## III 住民の避難対策について

## 1 通報連絡等の強化(資料2-2 III 12)

広報媒体に緊急速報メール、インターネットメディアの活用推進

## 2 暫定重点地域の広域避難(資料2-2 I 7)

- ① 県は広域避難計画において、避難先・経路などを今後検討し策定
- ② 県外への避難が必要となった場合の調整を具体的に策定

## IV 物資の供給・調達について

## 1 複合災害への備え(資料2-2 I 2, IV 15)

- ① モニタリングセンター等の必要物品、燃料、消耗品等の備蓄等
- ② 災害時応援協定を地域防災計画に位置付け、定期訓練を実施

※震災対策編等の見直しと合わせ、テーマごとに課題を整理し、修正素案を検討したもの。